

(趣旨)

第1条 この告示は、市が発注する建設工事の競争入札に参加することができる特定建設工事共同企業体の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- (2) 特定建設工事共同企業体 大規模で技術的難度の高い工事において、確実かつ円滑な施工を図ることを目的として、工事ごとに建設業者同士によって結成される共同企業体をいう。

(対象入札)

第3条 特定建設工事共同企業体に参加することができる競争入札（以下「対象入札」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

- (1) 確実かつ円滑な施工を図るために共同企業体による施工が必要であると市長が認めるものであること。
- (2) 市外の建設業者から市内の建設業者への建設工事に係る技術の移転のため、市外の建設業者と市内の建設業者の共同での施工が必要であると市長が認めるものであること。
- (3) 特殊な技術を要し、建設業者の技術力を特に結集する必要があると市長が認めるものであること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める建設工事に係る競争入札であること。

(入札参加要件)

第4条 対象入札に参加することができる特定建設工事共同企業体は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、工事の種別等を勘案して市長が別に定めた場合は、この限りでない。

- (1) 建設業者同士が自主的に結成するものであること。
- (2) 共同企業体を構成する建設業者（以下「構成員」という。）の数は、2者又は3者であること。ただし、工事の規模等により市長が必要と認めるときは、この限りでない。
- (3) 構成員が次に掲げる要件を全て満たすものであること。
 - ア 同一の対象入札に参加する他の特定建設工事共同企業体の構成員でないこと。
 - イ 対象入札の参加に必要な法第3条第1項に規定する許可を受けた後の営業年数が3年以上であること。ただし、当該許可に係る相当の施工実績を有する場合は、この限りでない。
 - ウ 前記イの許可に係る法第26条第2項の監理技術者又は国家資格を有する同条第1項の主任技術者を工事現場に専任で配置できること。ただし、同条第3項第2号に

規定する監理技術者を配置する場合は、この限りでない。

(4) 構成員が結成のために出資する比率が次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるものであること。

ア 構成員が2者の場合 30パーセント以上

イ 構成員が3者の場合 20パーセント以上

(5) 構成員の代表者が結成のために出資する比率が構成員の中で最大の者であること。

(入札参加申請)

第5条 対象入札に参加しようとする特定建設工事共同企業体（以下「申請者」という。）

は、特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添えて、入札公告に定める期日までに市長に申請しなければならない。

(1) 特定建設工事共同企業体協定書の写し

(2) 前号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

(審査等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、申請者に対しその結果を通知するものとする。

(その他)

第7条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（令和7年3月31日告示第85号）

(施行期日)

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、令和7年6月1日から施行する。

(四国中央市特定建設工事共同企業体事務取扱要綱の一部改正に伴う経過措置)

10 第7条の規定による四国中央市特定建設工事共同企業体事務取扱要綱の規定は、施行日以後に入札の公告又は通知する入札執行分について適用し、施行日前に入札の公告又は通知した入札執行分については、なお従前の例による。